

「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画(仮称)」(案)に対する御意見及び県の考え方

	主な該当箇所	御意見の概要	県の考え方
1	第1章 1 計画策定の趣旨 p.2	困難な問題の定義があるが、広範囲かつ不明瞭で女性全般が支援対象になりかねない。	本計画は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく法定計画であることから、法が支援の対象とする様々な困難な問題(※)を抱える女性への支援施策を位置付けております。 ※ 法第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。
2	第1章 1 計画策定の趣旨 p.2	困難な女性にぎっくり、たくさんの要素を盛り込み過ぎでこのまま運用して行くのに疑問が残る。	
3	第1章 3 計画期間 p.3	5年という計画期間は長すぎる。2.3年後に中間報告後継続/廃止を決めるのが望ましい。	「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(厚生労働省告示)により、都道府県基本計画の期間は原則5年間と規定されていることから、本計画も計画期間を5年としています。 計画策定後は、関係機関等による会議を設置し、適切に計画の進捗状況の把握や進行管理を行ってまいります。
4	第1章 5 基本目標 p.4	「抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いとされています。」を、「抱えている問題自体が交差し、複合的になっており、交差する属性が重層化すればするほどその困難さは深刻になります。」に修正してほしい。 (理由) マイノリティ女性に限らず、困難な課題を持つ女性への交差性について、例えば女性であること、障がい者であること、貧困であること、在日コリアンであること、被差別部落など、幾重にも重なったなかで生きている。この点の理解を深めていただくうえでも、交差性について文言にすることが必要。	御意見をふまえ、困難な問題が重なることで問題が複雑化することを示すため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第3条の文言等を引用し、p.4の該当部分を以下のとおり修正します。  「女性の抱える困難な問題は、DV・ストーカー被害、性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労、経済的困窮等、多岐に亘っており、その問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しているとされています。また、国籍や出自、疾病や障害の有無、性自認など、一人ひとりの背景も様々です。」

	主な該当箇所	御意見の概要	県の考え方
5	第3章 3-1 ①男女平等や人権擁護に関する啓発の推進 p.21,22 ②DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進 p.23,24	<p>DVは社会的な出来事が絡み合い、根深く残っていることから、DVの啓発はとても大切。幼少期前から、まず人権をしっかりと学ぶ。男性女性の前に一人の人間だという自覚が必要だと思う。そこにしっかりと男女平等だと伝える。</p> <p>しかし、今の社会生活の中で男女平等はまだまだ浸透していない。家庭内の出来事は家庭内でなんとかしようとする人が多い。DVは社会の歪みから出来上がっている。家庭内でDVが発生する事実は社会からきている事をもっと伝えて欲しい。</p> <p>男だから、長男だから、世帯主だから、女だから、子供だから、という役割分担の前に、一人の人間だという事が大切。自分で自分の生き方を決められるということを伝え、役割で自分の生き方を他から強要される事がないようにしたい。</p> <p>是非、教育の中に人権や性教育を幼少期から入れて欲しい。若年層では間に合わない。現場では若年層の支援はまだまだ困難な場面があり、本人の気持ちも混乱していて支援が届かない。携帯しか繋がりが無い若年層も多い。現代に沿った支援の場所も必要だと感じる。子供の頃から「助けて。」と言える社会になって欲しい。</p>	<p>「基本施策① 男女平等や人権擁護に関する啓発の推進」、また「基本施策② DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進」に記載のとおり、人権教育や男女共同参画の推進、性被害防止に向けた教育等を推進してまいります。</p>
6	第3章 3-1 ②DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進 p.23,p.24	<p>性教育に関して、女性の人権の視点が必要。</p> <p>性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること、自分の身体に関する自分を自分で選択し、決められること(「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の考え方が重要と思われる。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点での女性の健康支援や権利の擁護は、本計画の理念に鑑み重要であると考えますので、御意見もふまえ、p.23「現状と課題」に以下のとおり追記します。</p> <p>「教育・啓発の推進にあたっては、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)」の視点に配慮し、男女が生涯を通じて、自らの健康を守り、また互いの健康をいたわりあうことができるよう、取組を進めていくことが重要です。」</p>
7	第3章 3-2 ③愛知県女性相談センターの機能強化 p.25,26 ④市町村における相談支援体制の整備 p.27	<p>相談支援員の設置が努力義務とされているようだが、増員を願うとともに、日本国籍でない方々の対応に必要な知識と見識に努力をお願いしたい。</p>	<p>女性相談支援員の配置について市町村に働きかけるとともに、外国にルーツのある支援対象者も含め、多様な相談支援ニーズに対応できるよう、研修等により相談員の知識や支援技術の向上を図ります。</p>
8	第3章 3-2 ③愛知県女性相談センターの機能強化 p.25,26 ④市町村における相談支援体制の整備 p.27,28	<p>全県で相談窓口を増やしてほしい。また、相談窓口で住んでいる地域を言わなくてもいいようにしてほしい。</p>	<p>身近な相談窓口である市町村において相談窓口の明確化や相談窓口の周知等を図り、困難な問題を抱えた女性が相談しやすい体制を整備してまいります。</p> <p>なお、県女性相談センターや駐在室においては、匿名での相談も受け付けております。</p> <p>相談者が安心して相談できるよう、研修等により相談員等の資質向上や相談窓口のを周知を図ってまいります。</p>

	主な該当箇所	御意見の概要	県の考え方
9	第3章 3-2 ③愛知県女性相談センターの機能強化 p.25, 26 ⑤多様な相談支援ニーズへの対応 p.29,31	外国人が意思疎通を図るときの肝である「通訳」は、相談のみでなく、一時保護、自立支援へと続くすべての場面で必要。 通訳となる人は、言葉のみでなく、出身国と日本の事情の違いを説明できる人材(外国にルーツを持つなど)が望ましい。	引き続き、愛知県女性相談センターにおける適切な通訳人材の確保に努めて参ります。 また、多文化ソーシャルワーカーを配置し、専門機関と連携しながら、多言語での相談・情報提供や弁護士による相談、在留相談、複雑な問題への継続的な支援を実施します。
10	第3章 3-2 ③愛知県女性相談センターの機能強化 p.25, 26 3-3 ⑥適切な安全確保の実施 p.33,34	外国人の場合、日本の制度が分らない中で、やみくもに公的な一時保護を嫌う傾向がある(それまで当てにしていたわづかな同国の友人、知人から離れて孤立することを恐れるため)。この意味でも、一時保護所への受入れのときに、通訳を介した丁寧な面談が必須である。	県女性相談センターによる一時保護に際しては、日本語でのコミュニケーションが難しい方に対し、通訳を介した面接等を実施しています。 引き続き、通訳の確保や必要に応じて対象言語の拡大に努めるとともに、通訳者に対する女性支援への理解の促進を図ってまいります。
11	第3章 3-2 ④市町村における相談支援体制の整備 p.27,28	市町村窓口で受けたDV相談への対応の統一化のため、県と市町村との機能分担も含め、県によって「市町村女性相談窓口用DV対応マニュアル」を整備することが必要ではないかと思っている。	各機関での適切な対応や関係機関相互の連携に役立てるため、県女性相談センターが作成した市町村向けのDV相談窓口マニュアルを関係機関に配布し、御活用いただいています。 今後、必要に応じてこのマニュアルの改訂等を行ってまいります。
12	第3章 3-2 ⑤多様な相談支援ニーズへの対応p.31	切れ目のない支援の説明として、家を出て以降、いつ何時新たな困難が生じて各相談窓口へ繋がれることの広報を被害当事者に周知徹底できるようにするという事を、県民への周知のところに、盛り込んでほしい。	p.31「基本施策⑤ 多様な相談支援ニーズへの対応」に記載のとおり、困難な問題を抱えた女性が早期に支援につながるよう、様々な媒体を活用して、多様な相談窓口やその支援策等について情報提供してまいります。
13	第3章 3-2 ⑤多様な相談支援ニーズへの対応p.31	(人権に関する相談)の、「あいち人権センターに人権に関する相談窓口を設置し、…」を「あいち人権センターに人権に関する相談窓口が設置されており、……行っています」に修正した方がよい。 (理由) 2022年4月1日に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の施行にともなって相談窓口は設置されている。	御意見をふまえ、相談窓口が既に設置されていることを明確にするため、p.31該当箇所を以下のとおり修正します。 「あいち人権センターに設置されている人権に関する相談窓口において、電話や面接等による相談や人権に関する情報提供等を行います。」
14	第3章 3-2 ⑤多様な相談支援ニーズへの対応 p.29-32 3-3 ⑥適切な安全確保の実施 p.33	困難な問題を抱える女性は多岐にわたり、DV被害者や性被害者のみならず親からの虐待を受けた成人女性への支援が困難を極めている。基本施策⑤の多様な相談支援ニーズの中に、例示として「親、きょうだいからの虐待を受けた成人女性」という文言を入れることはできないか。親からの虐待を受けて育った成人子(18歳以降)が児童虐待の対象でもなく、DV防止法の対象ともならず、法的手段がとれないうえに、親からの探索を止める有効な方策もないままに避難し続けねばならない現状に対して、有効な策を講じることを具体的に盛りこむことはできないか。	御意見をふまえ、p.33(基本施策⑥適切な安全確保の実施)の「現状と課題」に記載のある困難な問題の例示に、「家庭内の暴力」を追記します。 県女性相談センターにおいては、家族からの暴力被害者も含め、様々な困難な問題を抱える女性の一時保護を実施しています。DV以外の困難な問題を抱える女性についても適切に安全を確保できるよう、関係機関と連携し支援を行ってまいります。

	主な該当箇所	御意見の概要	県の考え方
15	第3章 3-2 ⑤多様な相談支援ニーズへの対応 p.29-32	<p>予期せぬ妊娠に関する相談支援について、相談対応だけでなく、予期せぬ妊娠により妊娠継続期間を過ごす場所がない妊婦のために活用できる母子生活支援施設など具体的な施設に繋がれるような対応をする、という文言をいれてほしい。DV被害者で妊婦の場合も母子生活支援施設によって受入月数の違いがあったりする。特定妊婦も含め、困難さをかかえる妊婦への対応にも地域間格差、施設ごとの対応差が生じないよう、現状把握のための調査をするなど、県として活用しやすい状況整備をしてほしい。</p>	<p>予期せぬ妊娠も含む様々な困難な問題を抱える女性について、それぞれのニーズに応じた適切な施設での支援が重要であるとの認識のもと、p.34では一時保護委託施設との連携や一時保護委託施設の確保について、p.39では女性自立支援施設等との連携について、p.44では福祉事務所と連携した母子生活支援施設における支援について記載しております。</p> <p>なお、調査の実施など地域や施設間の差への対応については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
16	第3章 3-2 ⑤多様な相談支援ニーズへの対応 p.31	<p>外国にルーツのある人への相談支援について、県女相での通訳配置だけでなく、県内市町村においても相談対応の際に母語による相談対応ができるようにすることが重要。そのためには、対応可能言語の表記、対応不可の言語の場合はネット利用により県の国際交流協会とつないで、即座に通訳対応ができるシステムを常設する等の対応を検討してほしい。</p> <p>また、医療や子供の進学相談など多岐にわたる相談対応が可能となるよう現行の多言語表記の広報用カードにQRコードを記載して、アクセスしやすいようにするなどの工夫をしてほしい。</p>	<p>外国にルーツがあり日本語でのコミュニケーションが難しい支援対象者については、国際交流協会等の関係機関とも連携し、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>多言語での様々な情報発信については、いただいた御意見も参考に、検討してまいります。</p>
17	第3章 3-2 ⑤多様な相談支援ニーズへの対応 p.31	<p>外国籍の方も支援対象と書かれているが、理解できない。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(厚生労働省告示)により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて支援の対象者となるとされています。</p> <p>本計画においても、困難な問題を抱える女性について、国籍を問わず支援対象とすることとしています。</p>
18	第3章 3-3 ⑥適切な安全確保の実施 p.34	<p>一時保護、母子生活支援施設のルール(スマホが使えない等)が被害者のニーズに合っていないので、相談者は利用したくない。施設、入居者の安全を守りつつ今の時代にあったルールに変更できるところがあれば、検討してほしい。</p>	<p>p.34に記載のとおり、一時保護中の生活ルールの運用のあり方等について、支援対象者のニーズを踏まえて継続的に検証してまいります。</p>

	主な該当箇所	御意見の概要	県の考え方
19	第3章 3-3 ⑥適切な安全確保の実施 p.34	精神疾患や知的障がいのある被害者は、一時保護、母子生活支援施設への入所は難しくなる。精神疾患や知的障がいのある被害者が安心して居住できる施設を考えてほしい。	精神疾患等を抱える方のニーズは様々であり、支援の方法も一様ではないため、具体的な支援方法を明記することは困難と考えますが、p.34に記載のとおり、心身の状況等に応じた適切な支援が提供できるよう、適切な一時保護委託施設の確保等を行ってまいります。
20	第3章 3-3 ⑥適切な安全確保の実施 p.34	一時保護のハードルが高く、精神疾患を抱える人の扱いが難しいので、具体的な支援方法を明記していただけるとよいと思う。	
21	第3章 3-3 ⑥適切な安全確保の実施 p.33,34 第4章 3 数値目標 p.52	現状DV事件は警察が、被害者のケアは救急、産婦人科、心療内科が対応する。研修内容は、警察学校21ヵ月や医科大学6年間に比肩するものなのか。付け焼刃の知識で傷害事件対応や患者治療をさせないでほしい。 また、計画案にはDV事件の新たな被害者を減らす、ゼロを目指すという視点の数値目標がなく、被害者が増えるほど委託先の利益が出る構図になることが心配。例えば委託先の団体に公金は一切入れないなど、利益目的で故意に被害者を増やすことを防ぐシステムが必要だと思う。 誰にでもできる業務を善意のボランティアのみでやって頂ければ十分。その分、警察の予算や関係医療機関への補助を増やすことが、困難女性支援及びDV防止に最も寄与すると考えている。	困難な問題を抱える女性のニーズは複雑多様であり、県女性相談センターや市町村のみならず、警察や医療機関を含む関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携して支援することが重要です。このため、適切な支援につなげる役割を有する女性相談支援員等が各機関の支援の内容について把握しておくことが必要であり、研修等を通じて資質向上に努めてまいります。 また、一時保護委託に係る経費については「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」に基づき執行しております。 引き続き、警察や医療機関とも連携し、適切な支援の推進を図ってまいります。
22	第3章 3-4 ⑧総合的な生活支援 p.39	婦人保護施設への入所条件が高いように感じる。	p.39に記載のとおり、女性自立支援施設(婦人保護施設)への入所措置のあり方について、女性自立支援施設を始めとする関係機関とともに検討を進めてまいります。
23	第3章 3-4 ⑧総合的な生活支援 p.37-40	被害者に、定期的にケアする電話をかけてほしい。当事者同士の集まる場を作ってほしい。離婚をしなくても、耐えて頑張っている女性の集まりがほしい。	困難な問題を抱える女性が、安心できる環境の下で生活し、被害からの心身の健康の回復ができるよう、女性相談支援員や女性自立支援施設による支援の推進を図ってまいります。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
24	第3章 3-4 ⑧総合的な生活支援 p.39	住まいの確保にあたって、身元保証人をどうやって確保するようになるのか定かではない。緊急連絡先を、身内や勤務先などがなく頼めない人についてはどうすればいいのか、身元保証人だけの問題だけではない困難さがある。 居住支援事業団体や、見守り大家さんなど活用できる方策もあるにはあるが、緊急連絡先になってくれるところがどれくらいあるか疑問。具体的な情報を支援する側も被害当事者も求めていると思う。	本県では、女性自立支援施設等に入所中又は退所した女性が就職やアパート等の賃借契約等を行う際に、施設長等が円滑に身元保証人となるための支援を行っております。 こうした事業やその他の住居確保支援策について、関係機関や支援対象者への周知に努めて参ります。
25	第3章 3-4 ⑨心理的支援の充実 p.41,42	年々増加傾向にある、こころのケアが必要な外国人女性たちのために母語でカウンセリングをすることができる人材の養成も必須。	外国人県民からの心の悩み相談に対しては、即時に対応できるよう保健所及び精神保健福祉センターに小型翻訳機を配備するとともに、外国人相談窓口等と連携して多言語対応の促進に取り組んでまいります。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

	主な該当箇所	御意見の概要	県の考え方
26	第3章 3-4 ⑨心理的支援の充実 p.41,42	心の健康は個人を尊重し、重視していただきたい。 医療機関への支援はもちろん、専門医の聴き取りや支援者の寄り添いを検討し、自立支援につなぐ努力をしてほしい。	p.41、p.42に記載しておりますとおり、県女性相談支援センター一時保護所に精神科の嘱託医師や保健師、心理の専門職員を配置し、専門的見地から、本人や支援従事者に必要な助言等を行うほか、女性自立支援施設における心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする入所者への心理的支援を充実させるための体制づくりを支援してまいります。 また、心的外傷を抱える方が、一時保護中や退所後の生活において心身の安定が図られるよう、心理的ケアの充実に向けた検討を行ってまいります。
27	第3章 3-4 ⑩子どもへの支援 p.44	児童のため、母子生活支援施設との連携をスムーズにできるとよいと思う。	p.41に記載のとおり、福祉事務所と連携し、母子生活支援施設において、母子の心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談その他の援助を行ってまいります。
28	第3章 3-5 ⑪支援者の育成に向けた研修の充実 p.46,47	⑪支援者の育成に向けた研修の充実について、情報を交換しつつ、支援者のチームワークを構成し、行ってほしい。	研修や各種会議の場において、グループワークや情報交換の時間を設けるなど、支援関係者の連携促進に努めます。
29	第3章 3-5 ⑪支援者の育成に向けた研修の充実 p.47	各所で書かれているが、相談員の方への研修をしっかりとこなしていただくことが大切だと思っている。様々な事案の背景には当事者でなければわからないことがあるので、研修の実施にあたっては、当事者の方からの話を是非きいていただきたい。 交差性の中で、複合差別の中で生きている方の話を相談員の方たちに是非ともわかっていたいただきたいと思う。	p.47に記載のとおり、支援従事者に対し、研修等を通じて、複合的な差別を含め様々な困難な状況等について理解を深めていただき、人権を尊重した支援を行えるように努めてまいります。 いただいた御意見は研修実施にあたり参考にさせていただきます。
30	第3章 3-5 ⑪支援者の育成に向けた研修の充実 p.46,47	女性を支援する人が非正規で自立できない中で、スキル向上だけを求められても、対価がアップしなければ難しいと思う。	女性相談支援員の給与等については各自治体で定めるところですが、国庫補助の対象となっておりますので、処遇改善につながるよう、機会を捉えて補助額の増額を国に要望してまいります。
31	第3章 3-5 ⑪支援者の育成に向けた研修の充実 ⑫支援機関相互の連携・協働の促進 p.46-49	相談者自らの意思決定や意思表示ができることが一番重要だと思う。DV、虐待や貧困等、過酷な状況を生き抜いて来た人が自ら意思決定するまでには、長い時間が必要な場合もあるかと思うが、根気よく寄り添い、意思決定を待ちたい。 支援側が勝手に支援のレールに乗せないよう、県と市、行政と民間が連携を取り、相談者を丸ごと包み込むような支援がしていきたい。 被害者支援について、わかりやすく具体的な記載をしてほしい。	ご意見のとおり、支援対象者本人が自らの意思や意見を表明し決定できるよう支援することは大変重要です。このため、研修を通じた支援従事者の支援技術の向上を図ることとしており、この旨をp.46、p.47に記載しております。また、DV被害者や性犯罪・性暴力被害者に対する相談支援の具体的内容については、p.29、p.30に記載しております。

	主な該当箇所	御意見の概要	県の考え方
32	第3章 3-5 ⑫支援機関相互の連携・協働の促進 p.48	<p>男女共同参画センターでは女性のための総合相談や居場所の提供、就労に関連する講座など女性エンパワーメントされる事業が多数行われており、民間団体との連携も多く行っている。</p> <p>男女センターでは離婚、ひとり親の困難や高齢女性の貧困など様々な女性の相談を受けながら、講座や居場所や民間団体を紹介するなどして地域とのつながり作りを行っている。また開かれた場でもあるため気軽に立ち寄れるためスムーズに支援機関につなげることも可能。公的機関と言う安心感もある。</p> <p>本計画では民間支援団体との協働は明記されているが、男女共同参画センターと協働・連携することも明記していただき、男女共同参画センターの立ち位置や役割を記載していただきたい。</p>	<p>いわゆる男女共同参画センターは一般的に男女共同参画に関する広報啓発や各種講座、相談事業、情報提供等を行う総合施設とされていますが、明確な定義はなく、自治体により設置状況やその機能も様々です。このため、センターの立ち位置や役割を計画上に明記することは困難と考えております。</p> <p>なお、本県では、男女共同参画の推進拠点である「県女性総合センター(ウィルあいち)」において、男女共同参画に関する各種セミナーや情報提供等を行う一方で、女性への相談支援については「県女性相談センター」において実施しております。今後もそれぞれの機能を活かしつつ、男女共同参画や女性支援の推進に努めてまいります。</p>
33	第3章 3-5 ⑫支援機関相互の連携・協働の促進 p.48,49	<p>民間支援団体との連携となっているが、まず行政で支援していくべきである。</p>	<p>「困難な問題を抱えるへの支援に関する法律」第4条では、国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有するとされており、本県においてもしっかりと責務を果たしてまいります。</p> <p>一方で、第13条により、都道府県は民間の団体と協働した女性支援を実施することと規定されています。</p> <p>公的枠組みでは対応の難しい取組を行う民間支援団体と協働することにより、行政機関のみでは支援が行き届きにくい方も対象とした、早期かつ、切れ目のない支援を目指します。</p>
34	第4章 3 数値目標 p.52	<p>数値目標に困難な女性がどう解消されたか設定されておらず、適切な評価になっていない。</p>	<p>「困難な問題」にはDV・ストーカー被害や性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮など様々な問題が含まれることから、困難な問題が解消されたと判断するための一元的な数値目標を設定することは困難であると考えています。そのため、被害防止のための啓発施策、また支援体制を整備するための施策について、具体的な数値目標を設置しているものです。</p> <p>引き続き、適切な数値目標の設定について検討してまいります。</p>